

幕末期熊本藩領における広域的経済開発事業の展開

吉村 豊雄

はじめに

明治初年に至る熊本藩領の一九世紀は、水利土木事業を中心に地域経済の振興・活性化に向けた取り組みが志向される時代となる。本稿の目的は、幕末期、菊池川とならぶ熊本藩領の主要河川である緑川の上流域で展開された広域的な経済開発事業の実態とその歴史的位相について明らかにすることにある。具体的には、従来、緑川中下流域にとどまっていた舟運が、幕末期、上流域の開鑿・浚渫事業を通じて緑川の最上流部まで遡上し、緑川上流域と中下流域とを結ぶ産業と物流・交易が活発化するという広域的経済開発事業の実態を明らかにすることであり、また、こうした緑川流域にまたがる広域事業の立案・推進主体として動く手永（郡と村の中間行政区域）の能動的な行政活動の具体相を提示することにある。

対象とするのは、上益城郡矢部手永を中心に同郡甲佐

手永・下益城郡砥用手永にまたがる緑川上流域である。

当該地域は、今日いうところの中山間地域やこれに準じる地域に属する。熊本藩領の場合、海岸平野部を囲む形で中山間地域が広がり、その経済状況は停滞的に見られがちであるが、一九世紀にはこれらの地域で新たな経済動向がみられる。契機となったのは水利土木事業である。

中山間地域には山間部の山水・地下水を集めた小河川・湧水などの水源が数多く存在しており、手永主導のもとで「零落所」対策を名分に藩側の公的資金を引き出し、水利土木事業を誘致して畑・野開畑を水田に造成し、水田収益で事業資金を返済する方式が広範に展開する。一八五〇年代、上益城郡矢部手永の白糸台地において推進された通潤橋・通潤用水事業、これによる水田造成（上畝開）事業はその典型である。¹⁾

注目したいのは、この巨大な農業水利土木事業・農業

基盤整備事業が、矢部手永を中心に近隣手永との連携による広域的な経済開発事業立案に向けた動きを呼び起こしていることである。すなわち矢部手永の中心に浜町に近接し、緑川に面する白糸台地において推進された巨大事業を契機に、上益城郡矢部・甲佐両手永、下益城郡砥用手永の広域連携による緑川の物流・交易機能を組み込んだ経済開発、緑川筋経済開発事業というべき地域振興事業が推進される。緑川舟運を中流域の甲佐から最上流部の矢部手永津留ヶ淵まで遡上させる緑川開鑿・浚渫事業、緑川舟運の整備、白糸台地など緑川上流域年貢の積み下し、木炭業・材木業・製茶業など地域産業振興、浜町・津留ヶ淵と甲佐・川尻を結ぶ緑川物流・広域交易ラインの構築などである。

以下、この郡域を越えた矢部・砥用・甲佐三手永の広域連携による緑川筋経済開発事業の全体像について検討し、事業の基点となる白糸台地、及び緑川最上流部の河港と、というべき津留ヶ淵の物流・交易的位置についても論及する。

一 一九世紀緑川筋三手永の産業形態

まず天保一三（一八四二）年の「諸御郡惣産物調帳」²をもとに、矢部手永を中心に砥用・甲佐両手永を含む緑川筋三手永の産業形態についてみておく。本帳は、藩当

局が郡目附付横目を派遣して手永ごとに農産物を中心に全ての産物の数量を調査し、これを銭換算して最終的には手永及び手永住民一人当たりの経済収支を出し、手永・手永住民の「余分」（生活余力）を算出したものである。全国的にも天保飢饉の直後であり、藩当局が今後も予想される凶作・飢饉に手永・手永住民がどの程度耐えうるのか、手永の民力を調査したものである。

まず表1によって三手永の属する上・下益城郡一〇手永の高・田畑構成をみると、緑川中流域の甲佐手永では田畑構成がほぼ均衡し、上流域の砥

表1 上・下益城郡10手永の高・田畑構成（天保13年）

手永	高	田畝数	畑畝数	田延畝	畑延畝
鯉	20,177石6斗余	1,208町8反	506町5反	95町 7畝	50町2反
沼山津	24,336石余	855町1反	2,188町3反	47町9反	741町
甲佐	15,842石余	693町2反	616町7反	74町1反	82町1反
木倉	13,521石5斗余	722町5反	601町7反	67町	62町5反
矢部	19,236石7斗余	940町8反	1,288町4反	188町2反4畝	412町 9畝
杉島	16,183石1斗余	841町7反	272町6反	42町7反	16町2反
廻江	23,168石7斗余	1,053町 2畝	579町3反	21町	25町3反
河江	27,231石7斗余	1,408町7反	1,111町4反	135町8反	98町4反
中山	16,709石9斗余	582町3反	728町8反	36町9反	112町1反
砥用	10,436石9斗余	262町1反	543町2反	44町5反	118町7反

「諸御郡惣産物調帳」（個人蔵）による。

用手永を最高に内陸山間部に向かうほど畑方の割合が高くなっている。矢部手永は甲佐と砥用の中間的な田畑構成といえる。注目されるのは、「延畝」で示されている新地開発分である。矢部手永は田畑ともに新地開発分が大きく、郡内で最も畑方比率の高い沼山津手永は畑地の開発分で突出している。矢部・沼山津両手永は広大な山間部を抱えた中山間地域の新地開発状態を示し、矢部手永ではさらに畑地・野開畑を田地につくり変える上畝開の規模が群を抜いている。甲佐・木倉・中山・砥用の四手永もこれに準じる状態にある。海辺に面した河江手永では田方の海辺新地が多く、杉島・鯉両手永がこれに次ぐ。

表2は安政四(一八

五七)年の「手鑑」によって矢部手永の土地構成を示したものである。田畑畝数・新地畝数は表1の畝数と数字的に合わないが、田方の新地分と「御山」(山間部)の大きさは示されている。「御山」「奥御山」として示されて

表2 矢部手永の土地構成(安政4年)

地目	畝数
田方畝数	617町9反5畝24歩
畑方畝数	727町6反
刈畑畝数	56町 1畝18歩
諸新地方田畝数	32町 1畝
〃 畑畝数	13町1反7畝27歩
諸畝物(田)	86町2反7畝
諸開畝(畑)	377町7反1畝21歩
村々御山畝数	499町6反2畝15歩
御山・奥御山畝数	16,500町余

松本寿三郎編『肥後国鄉村明細帳(二)』206・7頁による。

いる山間部の畝数は全体畝数の約九一%を占める。この時期の山野・森林は事実上手永・村方の利用と管理によって維持されており、この広大な山間部の存在は手永の生業・産業を考えるうえで改めて注目される。

次に表3は「諸御郡惣産物調帳」の記載する上・下益城一〇手永の主要穀類の反当たり収量を示したものである。一〇手永のなかで甲佐手永の収量は領内でも最上位に属する。中心となる米についてみた場合、反当たり六俵という甲佐手永の数字は領内でも最高クラスである。杉島・河江両手永の五俵半という数量も平均より上であり、矢部・砥用両手永を含めた反当たり

表3 上・下益城郡10手永の主穀類の反当たり収量(天保13年)

手永 産物	鯉	沼山津	甲佐	木倉	矢部	杉島	廻江	河江	中山	砥用
米	5俵	5俵	6俵	5俵	5俵	5俵半	5俵	5俵半	5俵	5俵
粟	5俵半	5俵半	6俵	5俵	4俵	6俵半	6俵	6俵	5俵	5俵
小麦	2俵半	2俵半	3俵	3俵	2俵半	2俵半	2俵	2俵半	2俵半	2俵半
裸麦	2俵半	2俵半	3俵半	3俵半	—	2俵半	2俵半	3俵	2俵半	3俵
大麦	3俵半	3俵半	4俵半	4俵	4俵	3俵	3俵半	4俵	3俵	3俵
大豆	3俵	3俵	3俵半	3俵	3俵	3俵	3俵	3俵半	2俵半	2俵半
小豆	2俵	2俵半	3俵	3俵	2俵	2俵半	2俵半	3俵	2俵	2俵

「諸御郡惣産物調帳」による

五俵というのが領内の平均的な数量である。阿蘇郡のような高冷地になると反当たり四俵となる。矢部・砥用両手永は田方・畑方ともに反当たり収量にみる限り領内平均的な農業生産状態にあり、その上位に甲佐手永が位置している。

そこで矢部・甲佐・砥用三手永の産物構成をみておく。

表4は、「諸御郡惣産物調帳」によつて三手永の全産物の生産額とその代銭額を示したものである。産物の表記は「主穀・諸作」と「余産」に分かれ、「主穀・諸作」は野菜類を除く田畑の産物をほぼ網羅したものであり、米・雑穀が大部分を占める。一見して明らかのように、米・雑穀類のなかでも米は生産高・代銭高ともに抜きんできた作物であり、とくに矢部・甲佐両手永では生産比率が高い。粟・麦・豆類を中心とした雑穀類を合わせると各手永とも生産額では米を大きく上回るが、代銭額で矢部手永では米との間でかなりの開きがあり、甲佐・砥用両手永では米とはほぼ同等である。

雑穀のなかでは粟・大麦の生産高が大きく、代銭高では粟が大きく他を引き離している。雑穀生産では矢部手永が最も多様化し、甲佐・砥用の順で作物がやや特定化されている。甲佐手永では矢部・砥用でない裸麦・空豆の作付けが行われている。唐芋・芋(里芋)も目立つ数量

であり、雑穀類・芋類の数量は百姓の生活維持において重要な位置を占めている。

「余産」には多種多様な林産物・小動物・加工品が並ぶ。目立つのは材木・板・薪などの林産物、「穀類・諸作」に入れてある芋(麻)・煙草・綿・楮・榎実・蚕糸・漆などの工芸作物である。工芸作物は農村加工業展開度の検証対象ともなるが、紙類以外に加工品の数量は少なく、綿・蚕糸は産出されても綿糸・綿織物・絹織物の類いは見当たらない。いわゆる農村工業につながるような産業形態は認めがたく、むしろ簾・蓑・竹そうけ、鉄柄、下駄・草履など農間余業的な加工品が主体であったとみてよい。矢部手永の三万足の生産量を持つ下駄や挽物細工、矢部・砥用両手永の茶などは特産品と評しうる。販売を目的とした商業的農業という nationwide 市場性の高い工芸作物類、その加工品が評価されがちであるが、藩当局が「諸御郡惣産物調帳」の作成目的として、手永・手永住民の「余分」(生活余力)を積極的に認めようとしている志向性のもとで、自然地理的特性を活かした多様な「余産」類はその市場性・交易性を評価する必要がある。

下駄・鉄柄を含めて、三手永で目立つのは林産物である。そこで「諸御郡惣産物調帳」をもとに、藩領の手永別林産物生産状態を示し、矢部・砥用・甲佐三手永の生

表4 矢部・甲佐・砥用3手永の産物構成（天保13年）

穀類・諸作

産物	矢部手永		甲佐手永		砥用手永	
	生産高	代銭高	生産高	代銭高	生産高	代銭高
米	47,040俵	1,646貫400目	41,590俵	1,455貫650目	13,100俵	458貫500目
野稻	480俵	12貫960目			4,970俵	94貫430目
粟	24,900俵	448貫200目	24,330俵	437貫940目	10,660俵	191貫880目
小麦	3,250俵	84貫500目	3,890俵	101貫140目	700俵	18貫200目
大麦	16,340俵	196貫 80目	23,090俵	277貫 80目	8,910俵	106貫920目
裸麦			11,090俵	210貫700目		
大豆	4,540俵	113貫500目	6,320俵	158貫	4,000俵	100貫
小豆	1,010俵	26貫260目	4,950俵	128貫700目	840俵	21貫840目
蕎麦	5,050俵	90貫900目	840俵	15貫120目	1,070俵	19貫260目
大角豆			200俵	5貫		
豌豆	900俵	22貫500目	210俵	5貫250目		
空豆			230俵	3貫450目		
唐黍	3,000俵	30貫				
黍	300俵	6貫				
稗	800俵	6貫400目				
種子	400俵	18貫	1,400俵	63貫	740俵	33貫300目
荳子	30俵	1貫500目				
葱苳	120俵	1貫560目				
朝鮮粟	400俵	4貫				
白十六寸	170俵	8貫500目				
唐芋	157万5,000斤	94貫500目	337万7,000斤	226貫620目	199万9,500斤	119貫970目
芋(里芋)	6,300石	252貫	1,712石	68貫480目	3,359石	134貫360目
芋	2,712貫500目	94貫500目				
川芎・知母・當帰	18,000斤	27貫				
煙草			3,750斤	3貫750目		
大根			136万本	23貫120目		
西瓜			1,500	750目		
綿			21貫	1貫 50目		
茄子			1,520荷	10貫640目		
黒砂糖			1,320斤	2貫		

余産

産物	矢部手水		甲佐手水		砥用手水	
	生産高	代銭高	生産高	代銭高	生産高	代銭高
材木	14,000本	70貫	9,600本	48貫		
板	15,000坪	75貫			2,500坪	15貫400目
大小竹	2,000屑	10貫	2,200屑	11貫	300屑	1貫500目
竹瓦	1,600坪	8貫			200坪	1貫
蓋薄	4,000駄	10貫				
家蓋			1,000駄	5貫	1,500駄	3貫
薪	375万斤	75貫	422万斤	84貫400目	150万斤	30貫
柿	1,250荷	12貫500目	1,500荷	15貫	1,800荷	12貫600目
栗実	100石	5貫			30石	1貫500目
榎実	3,000斤	1貫320目	9,000斤	3貫960目		
楮	15,335貫	122貫680目	5,000貫	40貫	9,400貫	65貫800目
上茶	2,500斤	10貫			3,000斤	15貫
並茶	1,750石	35貫	150石	3貫	2,500石	50貫
竹皮	9,100貫目	7貫	1,300貫	1貫300目	2,000貫	2貫
筍	14,000把	7貫	2,000把	1貫	2,000把	1貫
棕栲皮	1,340貫	8貫40目	430貫	2貫600目	250貫	1貫500目
椎茸	40石	10貫			20石	5貫
蕨類	25,500把	5貫100目	15,000把	3貫	15,000把	3貫
山芋	2,900貫	10貫150目	1,300貫	3貫900目	2,000貫	7貫
蒟蒻芋	268石8斗	32貫250目	25石	3貫	41石	4貫920目
蕎	100石	25貫	85石	17貫		
柴胡	48,000斤	33貫600目				
漆	10貫	1貫500目				
蚕糸	21貫430目	15貫	4貫400目	3貫80目	30貫	21貫
紙類	4,000束	22貫	2,500束	6貫380目	7,370束	8貫40目
塵紙					13,400束	8貫40目
鶏卵	30万2000	30貫200目	60,000	6貫	86,000	8貫600目
川魚	430貫	3貫	5,400貫	37貫800目	72貫	500目
鳥類	400羽	1貫				
猪鹿	80疋	8貫			7疋	700目
糞	4,000枚	10貫				
竹そうけ類	10,000	7貫				
小荷駄鞍	620	2貫480目				
馬枕	450	1貫800目				
鍬柄	4,000	6貫				
牛馬子	810疋	64貫800目	377疋	45貫240目	150疋	15貫
下駄	30,000疋	24貫				
下駄・草履			44,300疋	15貫500目		
挽物細工		30貫				
菜種類			800斤	1貫200目		
野菜		30貫230目				12貫
梨子・梅実・椿実・柑類		8貫740目				
竹皮・蓋・差物細工・そうけ類				6貫250目		
苧・梨子・梅実・栗実・榎実・楮類				4貫500目		
小黍・稗・胡麻・市皮				5貫980目		
梅実・椿実・梨子・柑類・鳥類						5貫

「諸御那惣産物調帳」による。

産状態をみておく。表5は材木、表6は板、表7は炭の手永別生産額（豊後領を除く）を示したものである。矢部手永の林産物の特徴は明確である。

材木・板ともに生産額は領内トップレベルであり、下駄・鉄柄のような木材加工も特産品的な特徴を示し、薪の生産額も相応の額を示しながら、木炭の生産額は示されていない。「諸御郡惣産物調帳」に見る限り、木炭生産の欠如は矢部手永のみならず、砥用・甲佐両手永にも共通する。

表5をみると、木炭生産地には明確な特徴が看取される。すなわち葦北郡湯浦手永・八代郡高田手永のような海岸部、玉名郡中村手永、菊池郡深川手永・河原手永のような河川（菊池川）流域である。内陸部の山間・中山間地域では森林があつても最大消費地の熊本城下に遠く、陸上輸送ではコストがかかり過ぎた。矢部・砥用両手永は緑川に面した広大な森林を有しながら、中上流部の急流が舟運を妨げていたのが木炭業発達の最大の阻害要因とみなしうる。

では、益城郡域に木炭業の展開はなかつたのか。改めて天保一三年の「諸御郡惣産物調帳」によって矢部・砥用・甲佐三手永の薪を含めた薪炭生産状態をみると、上益城郡矢部手永で薪三七五万斤、同郡甲佐手永で薪四二

表6 板の手永別産出状態(天保13年)

郡・手永名	生産高	代銭高
阿蘇郡 菅尾	21,500坪	86貫
上益城郡 矢部	15,000坪	75貫
阿蘇郡 北里	8,000坪	56貫
葦北郡 湯浦	6,000坪	30貫
阿蘇郡 野尻	2,900坪	16貫600目
	楡板3,000丸	
阿蘇郡 内牧	3,700坪	25貫900目
葦北郡 津奈木	3,600坪	25貫200目
下益城郡 砥用	2,200坪	15貫400目
八代郡 高田	2,140坪	15貫
葦北郡 佐敷	1,430坪	10貫
阿蘇郡 布田	1,400坪	7貫
葦北郡 久木野	1,000坪	7貫
玉名郡 南関	700坪	4貫900目
上益城郡 木倉	286坪	9貫

「諸御郡惣産物調帳」による。

表5 材木の手永別産出状態(天保13年)

郡・手永名	生産高(本)	代銭高
葦北郡 水俣	16,000	80貫
上益城郡 矢部	14,000	70貫
山鹿郡 山鹿	12,000	60貫
八代郡 種山	10,000	50貫
葦北郡 田浦	100,000	50貫
上益城郡 甲佐	9,600	48貫
八代郡 高田	7,000	35貫
葦北郡 湯浦	6,500	45貫500目
阿蘇郡 北里	5,000	5貫
下益城郡 中山	5,000	25貫
葦北郡 佐敷	4,000	20貫
〃 津奈木	4,000	28貫
玉名郡 内田	4,000	20貫
飽田郡 五町	3,000	15貫
玉名郡 南関	2,500	12貫500目
菊池郡 河原	2,000	10貫
宇土郡 郡浦	2,000	10貫
菊池郡 深川	1,400	7貫
葦北郡 久木野	1,000	5貫
上益城郡 沼山津	1,000	3貫500目
宇土郡 松山	600	3貫
下益城郡 河江	600	3貫
〃 廻江	300	1貫500目
玉名郡 中富	200	1貫

「諸御郡惣産物調帳」による。

表7 木炭の手永別生産状態（天保13年）

郡・手永名	生産額	代銭高	炭種類・主産地
玉名郡 南岡	1,700俵	4貫250目	上和仁村
菊池郡 深川	18,400俵	36貫800目	半尺村
	10,000俵	15貫	鍛冶屋炭、半尺村
〃 河原	6,300俵	12貫600目	
山鹿郡 山鹿	500俵	600目	鍛冶屋炭
〃 中村	30,000俵	60貫	
八代郡 高田	12,500俵	50貫	
〃 種山	600荷	2貫100目	鍛冶屋炭、川俣村
葦北郡 湯浦	15,000俵	60貫	
阿蘇郡 北里	9,000俵	5貫400目	雑炭

「諸御郡惣産物調帳」による。

二万斤、下益城郡抵用手永で薪一五〇万斤と薪の生産額は高い方である。その他材木・板、竹・楮などの生産額を加えると、三手永では農業を主産業としつつ、林産・林産加工が重要な産業を構成していた。矢部手永の楮など紙類を含めて特産化している。これだけの林業の展開を考えると、三手永においても雑木を用いた木炭業が想定されなければならない。矢部・砥用両手永では緑川左岸一帯の広大な山間部では、雑木を用いた炭焼が相当程度なされていたはずである。

実際、矢部手永では、大矢御山において矢部会所による炭焼業を確認しうる。たとえば藩庁郡方の奉行が、惣庄屋布田保之助・山支配役に出した弘化三（一八四六）年二月一三日付の通達によると、大矢御山の雑木四〇町

の炭焼を命じ、炭運上の半額を「会所備」とすることを認めている。当時熊本城下では、「近年御府中炭払底」³「近年炭薪別而無多事」という薪炭の不足状況にあり、藩当局は、度々上・下益城郡に炭焼方を要請している。そして幕末期の一八五〇年代、緑川中・上流域において、上益城郡矢部手永を中心として上益城郡甲佐手永・下益城郡抵用手永と連携した経済開発、広域物流・交易の基盤整備が志向されるが、木炭業は広域物流・交易を推進していく地域産業の中心として位置づけられる。

二 通潤橋・通潤用水事業から緑川上流域経済開発事業へ
幕末期の一八五〇年代、緑川上流部の矢部手永白糸台地において推進された巨大大水利土木事業¹¹通潤橋・通潤用水事業は、直接の受益者たる南手在の村々のみならず、矢部手永及び緑川上流域の砥用・甲佐両手永に与えた影響は大きく、三手永の連携による広域的な経済開発事業を呼び起こすことになる。

通潤橋・通潤用水事業の経緯を概観しておく¹²と、通潤橋の事業着工が嘉永五（一八五二）年一二月、橋の本体竣工が同六年一二月、橋の上に敷設された吹上樋は同七年九月に竣工している。南手在の村々での井手筋の開鑿事業は通潤橋架橋工事と同時の嘉永五年一二月に開始され、

安政元（一八五四）年一二月にはほぼ完了している。通潤用水からの通水による最初の「毛附」は稲作付けは安政二年に行われているが、田開きは水田造成はまだ中途の段階にあった。安政四年の春の時点でも開田予定畝数四二町のうち、田開きされているのは台地上の平坦部を中心とした二五町四反程度であり、特に台地周縁傾斜部の田開きは資金的にも難渋していた。惣庄屋布田保之助は同年一二月、傾斜部の田開き資金として郡代に錢五〇貫の融資を求めている。四二町の全面開田は万延・文久期（一八六〇—一八六四）以降までずれこんだものと思える。

次に通潤橋・通潤用水事業の実現をみた白糸台地周辺の緑川上流域において進行した経済開発事業を年次的に示しておく。緑川中上流域での舟運を可能にするための船水戸筋開鑿・浚渫事業が文久二（一八六二）年から元治二（一八六二）年にかけて実施され、元治元（一八六四）年には緑川最上流部の舟運・物流拠点として津留ヶ渚と益城奥部の交易拠点として浜町を結ぶ津留ヶ渚道が完成し、慶応元（一八六五）年には船着き・交易場としての津留ヶ渚勘場の整備をみる。

このように白糸台地における通潤橋・通潤用水事業、その後の水田造成事業は緑川上流域での経済開発事業を呼

び起こす形で進行しているが、改めて通潤橋・通潤用水事業、及び事業の投入をみた白糸台地そのものの歴史的位置について次の二点を指摘しておきたい。

第一に、通潤橋・通潤用水事業は、緑川に面し、その最上流部に位置する白糸台地においてまとまった米穀生産地帯をつくり出していることである。事業着手段階の南手⁽¹⁾在の村々の田畑構成をみると、田畝数六〇町四反三畝九歩、畑畝数七五町四反五畝二歩、諸開畝数二〇町七反四畝二四歩である。事業は主に生産性の低い「諸開」（中心は野開畑）を含めた畑地を水田につくり替える上畝開であり、当初の開田予定分の四二町余を加えるだけでも台地一帯の水田は既存の水田を加えて一〇〇町を越える。通潤橋の用水施設の修覆料や手永持ちの開き増し分を加えると、幕末期には白糸台地の水田面積は一三〇町程度には達していたものと推測される。緑川に臨む白糸台地において矢部手永の行政力・資金・労働力を投入した公共的事業が緑川の機能、特に舟運・物流機能への関心を高めたのは想像にかたくない。その意味で次の点に注目したい。

第二に、白糸台地そのものの地政学的・歴史的位置である。一般に通潤橋・通潤用水事業は、南手在という台地上の村々の零落所救済策という側面が強調されがちであ

る。確かに通潤橋から台地帯を眺めると中山間地的な景観を感じる。同時に、通潤橋を最初に訪れた時、浜町の中心通りを一步出ると、突如、眼前に通潤橋の威容が飛び込んできたことを今も記憶している。その意味でも改めて白糸台地の歴史的・地政学的立地にも注目する必要がある。すなわち、台地の北側は矢部手水の中心に浜町に近接している。また緑川に面した台地の南側には小西・加藤時代の益城郡統治の拠点に愛藤寺城、北端には愛藤寺城と対をなす岩尾城が位置し、中世阿蘇大宮司の本拠、浜町中心部に所在する「浜の館」に通じている。最近の山都町教育委員会の発掘成果をふまえると、加藤氏時代の愛藤寺城は緑川方面に向けた大手形態をとっていたことを想定させる。愛藤寺城跡は、浜町側・通潤橋側から位置関係を考えると、台地の奥深くに位置する、さして重要性を感じにくい城との認識もされかねないが、緑川を渡って対岸の内大臣側から望見すると城の見方は一変する。この城が緑川に臨み、緑川筋を取り込んだ城であることを実感する。城跡のすぐ下の崖は緑川の河岸に通じている。阿蘇大宮司の浜の館時代から緑川の河岸筋には、上流部の愛藤寺城から中流部の拠点に甲佐・甲佐社に通じる交通路が整備されていたはずである。

甲佐社（甲佐神社）の位置も注目される。甲佐社は現

在の甲佐町上揚の緑川右岸に位置するが、このあたりで緑川の川筋は様相を変える。現在も緑川筋の堤防が上揚から下流域に施されているように、緑川は甲佐社付近で様相を二分し、上揚から上流域は河谷・溪谷状の様態をとるようになる。緑川舟運は幕末近くまでこの上揚地区付近が遡上の限界であり、いわば川筋の境目に甲佐社は位置している。矢部浜町に浜の館を拠点とする阿蘇大宮司にとつて、甲佐・甲佐社は益城郡一帯を支配し、熊本平野部の「国中」方面に行動する出先の拠点であり、浜の館から岩尾城・白糸台地・愛藤寺城へと結ぶ一帯と、緑川の川筋を経て甲佐・甲佐社に至る交通路は重要な政治・経済ラインであったと言つてよい。白糸台地は歴史的にも交通・流通の要衝に位置しており、甲佐から上流の緑川中上流部に舟運が遡上してくれば河口部の川尻と直結し、その市場・物流機能は格段に高まることになる。

緑川は、球磨川とならば急流であるが、当時から球磨川にくらべると水位は低く、現在、上流部の三つのダムによつてさらに水量は激減している。水位は往時より1m以上も下がったものとみられる。地形的にも中流部の甲佐を過ぎると上流部に向けて勾配は急になり、水位が下がってむき出しになった川底・河岸の岩肌は、瀬筋の張り出した急流を想像させ、長い間甲佐地域から上流域

への舟運の遡上を阻んでいたことを実感する。隈府（現菊池市）まで川平田が遡上する菊池川と対比すると、河川交通が取り結ぶ物流・交易の面で、緑川と菊池川とは格段の違いがあった。

緑川中上流域における舟運開拓の取り組みは文化期（一八〇四—一八）に始まる。文化四（一八〇七）年から文政四（一八二二）年までの一五年間、都合銀一七貫二〇〇目の経費で川底の小石浚えが行われ、砥用手永中ノ村あたりまでの通船が可能となっているが、その後長らく緑川筋の浚方普請事業は中断される。そして幕末期、緑川舟運の限界は大きく克服される。その中心として動いたのが、通潤橋・通潤用水事業に尽力した惣庄屋布田保之助の後継、矢部手永惣庄屋布田市右衛門である。

布田市右衛門は、通潤橋・通潤用水事業による水田造成事業がまた中途の段階において新たな経済開発事業に着手する。それは、白糸台地の南麓、緑川の河岸に位置する矢部手永菅村懸り津留ヶ淵を基点にした緑川筋広域物流・交易構想とでもいいうべき計画である。具体的には、次の三点を内容としている。

- ① 緑川筋物流基点としての菅村懸り津留ヶ淵の機能創出、津留ヶ淵にいたる緑川中上流筋の開鑿・浚渫。
- ② 矢部手永の中心に浜町と津留ヶ淵を結ぶ交通・物流ラ

インの強化。

- ③ 緑川筋物流基点に津留ヶ淵を直接に支え、緑川筋開削・浚渫事業費を調達するための新産業として木炭業の強化。

緑川上流域において舟運を遡上させる計画が浮上する直接契機となったのは、白糸台地一帯における大規模水利土木事業・水田造成事業と、対岸の緑川左岸一帯の森林で近時活発化している木炭業であつたとみてよい。緑川上流域にまとまった米穀生産地が造成されたことで緑川による年貢米輸送が検討され、これに緑川上流域の森林資源開発がリンクし、文久期にはいつて「船水戸浚方」と称する緑川の開鑿・浚渫事業が一気に具体化する。事業資金は藩庁郡方から融資されるが、郡方が融資に応じたのも、白糸台地を中心とした緑川上流域での大規模水田造成、緑川左岸の砥用・矢部手永の奥御山一帯での藩用仕入炭焼にみるような緑川上流域での活発な経済開発状況にあつたとみられる。

三 緑川船水戸筋開鑿・浚渫事業の展開

幕末期、緑川中上流域で進められた川筋の開鑿・浚渫事業の事実は従来全く知られていない。従つて緑川舟運が幕末には最上流部の津留ヶ淵まで遡上していたことにつ

いての認識も低い。まずは事業の概要について説明しておく。

緑川開鑿・浚渫事業の目的と推移については、元治元（一八六四）年五月、緑川最上流部津留ヶ淵までの船水戸筋開鑿・浚渫事業が終了した時点で、矢部・砥用・甲佐三手永の惣庄屋が藩庁郡方に提出した事業資金に関する願書^①によつてうかがうことができる。

奉願覚

一 錢百三拾七貫三百匁三分四厘

但、矢部手永菅村懸緑川筋蘘か淵已下、甲佐鶴瀬磯迄通舟水戸浚方御普請被仰付候入目錢惣斗、本行之通、

内

百貫目

但、去冬依願御出方被仰付候分、

残三拾七貫三百匁三分四厘

但、金持籠・加、苧等余斗之入増彼是不足

二相成申候二付、猶此節追御出方奉願候分、

右者、緑川筋之儀急流・高浪之場所二御座候得共、

矢部手永津留村已下球广川同様通舟仕候様、文化度

已来追々御取起被仰付候得共、被行兼、漸ク砥用手

永中之村已下通舟仕居申候、然処、矢部手永津留村

已下、川筋近村々險阻之山坂、第一川尻御藏払米附越候難洩難忍、就而者奥山御材木御取出等、石川難所勝二而存分筏組茂出来兼、一本流等二而余斗之造用相懸、殊更買物者引合兼、諸産物之融通出来兼候二付、右船水戸浚方之御仕法一昨冬已来積方被仰付、去五月已来為御試、矢部・甲佐引受、舟津橋迄浚方被仰付、其後砥用も相加里、三手永催合、藤木村下迄浚方相濟、追々御見分被仰付、猶又藤木已上、矢部手永菅村下蘘か淵迄浚方相濟、先達而御見分茂被仰付候通、通舟仕候様相成候二付而者、第一御藏払米積下、御材木御取出之御便利を初メ、矢部・砥用広大之奥山二而朽捨候良材御取出、差寄炭焼方等被仰付候ハ、逸稜御用二相立可申、後順五ヶ庄・奈須・日州等之産物融通仕候様二も相成候ハ、乍恐永久御上下之御便利筋と奉存候間、御時節柄弥ヶ上之御出方筋奉願候儀、重疊奉恐入候得共、口立之通追御出方被仰付被下候様奉願候、則去今之御普請明細帳四冊并一紙之書付相添、此段役名之覚書を以申上候、以上、

元治元年五月

矢部・砥用・甲佐

御惣庄屋共

入江次郎太郎殿

村上善九郎殿^⑧

御郡方

御奉行中

矢部・砥用・甲佐三手永惣庄屋の願書の主たる内容は次のごとくである。①緑川の矢部手永津留ヶ測以下を「球磨川同様」に通船できるように船水戸筋の浚方普請を行いたい。②「文化度已来」浚方を行っているが、砥用手永中ノ村以下しか通船できておらず、緑川中上流部では筏組の川下しもできず、木材を「一本流」にしている。③船水戸筋浚方普請は文久二年以来経費の積方を行い、まず矢部・甲佐両手永で甲佐の鵜瀬磯から砥用手永の船津橋（霊台橋）までの区間の浚方を行い、その後砥用手永も加わって「三手永催合」にて船津橋―砥用手永藤木村の区間、藤木村―矢部手永菅村懸り津留ヶ測の区間の浚方を行った。④津留ヶ測までの通船が可能となったことで年貢米の川尻御藏への積下し、木材の取出しが便利になり、今後、矢部・砥用手永域の広大な奥御山の朽捨て木材による木炭焼方、五ヶ庄・奈須・日向方面との産物交易ができれば、永久の「御上下之御便利」となる。⑤船水戸筋浚方の経費は錢一三七貫三〇一匁三分一厘であり、このうち錢一〇〇貫は郡方からの融資は受けているが、残り分の出方を願いたい。

以上の願書の内容で注目されるのは、緑川船水戸筋浚方事業が矢部・甲佐両手永で始められ、砥用手永も加わって「三手永催合」で推進されていること、緑川舟運による広域的な交易を構想し、木炭業の重要性に目をつけていること、事業資金として既に藩庁郡方から錢一〇〇貫が融資されていることである。郡方からの大口の融資を前提にした事業立案というところで想起されるのは、通潤橋・通潤用水による白糸台地の水田造成事業である。郡方からの通潤橋・通潤用水事業への融資額が錢三二七貫であり、矢部手永は連続して大口の融資事業を立案していることになる。水田開発（上畝開）事業の場合、造成された水田の収益をもつて郡方融資を返済していくことになるが、郡方は緑川船水戸筋浚方事業に融資するに際し、三手永側に資金返済計画を出させていたはずである。惣庄屋は、直接的には矢部・砥用両手永の奥御山地域での木炭焼方を資金返済に当て、将来的には遠く日向方面に至る「産物融通」を起していくことを想定し、「乍恐永久御上下之御便利筋と奉存候」と事業に自信をみせる。

次に船水戸筋浚方普請の内容をみると、願書の主内容の③に示されているように、甲佐手永上豊内村の鵜瀬磯から矢部手永菅村懸り津留ヶ測に至る緑川中上流部を大きく四つの工区に分け、通船の障害となる瀬筋の開鑿削、

表8 緑川舟水戸浚方事業の工区と経費

	工事区間	瀬数	工事規模	経費	竣工時期
1	(砥用手永) 船津橋より下流域	23瀬	5,405間	16貫882匁6分5厘	文久3年7月
2	(砥用手永) 船津橋～(砥用手永藤木村) 摺瀬	14瀬	1,970間	18貫418匁5分8厘	文久3年8月
3	(砥用手永藤木村) 弥八瀬～蟹落瀬	15瀬	2,225間	23貫873匁3分7厘	文久3年9月
4	(砥用手永越早村) 御釜瀬～(矢部手永) 津留ヶ淵瀬	29瀬	2,860間	78貫126匁7分4厘	元治元年5月
計	甲佐手永御築～矢部手永津留ヶ淵	81瀬	12,460間	137貫301匁3分4厘	

永青文庫蔵「慶応元年 覚帳」による。

川底の岩石・小石の浚渫を行っている。表7は四つの工区の瀬数と経費、表8は各工区の瀬筋ごとの経費と浚方の詳細を示したものである。

まず注目しておきたいのは、惣庄屋願書にいう②の「文化度已来」浚方事業と今回の工区の関係である。文化一〇(一八一三)年、甲佐手永塘方助役渡辺官太が記した「緑川上流通漕碑文」によると、文化三(一八〇六)年から同九年にかけて甲佐手永豊内から矢部手永津留までの川筋浚方が二区に分けて計画され、下流部の豊内―砥用手永桑津留の浚方が実施されつつ、桑津留―津留の区間は工事がなされずに終わっている。

また渡辺官太は同じ文化一〇年に緑川中流域の堤防整備状態を「甲佐堤防根帳」として記録しているが、甲佐手永において堤防整備がなされているのは上揚から下流、糸田までの区間である。現在の緑川の堤防も当時と変わらずに上揚から下流域に施されており、上揚において緑川の川筋、河岸形態が二分されるのは現在も同じである。上揚近くには「御築場」が位置する。表8、表9にみるように、開鑿・浚方事業の第一工区は藩主の漁場＝築場に始まり、実質上の工事は上揚の弁天岩に始まっている。つまり、今回の事業は、「文化度已来」の区間についても改めて開鑿・浚方を行い、全く工事がなされていない桑津留上流については津留を越え、津留から約五〇〇m上流の津留ヶ淵まで工事を実施しようというものである。

浚方事業は大きく船津橋(霊台橋)を以って区分され、船津橋から上流に向う第二期工事では、たとえば「摺瀬長拾五間 水戸幅四間 大石取除・浚方共二卷人二付五匁五分宛」とあるごとく、瀬筋の大岩を開鑿し、幅四間の「水戸」＝通航路を確保する方式をとっている。この方式は最上流の津留ヶ淵に至るまで同様である。したがって川下りの本船水戸筋は津留ヶ淵から船津橋まで大石を開鑿して四間幅で水戸筋を確保する方式をとり、川幅も広がり、流れもゆるやかなる船津橋以下は大小石を開鑿

表9 緑川上流域瀬筋の浚方普請の内容と経費

①甲佐御築～甲佐手永坂谷村

番号	瀬の名称	工事規模	工事内容	経費	人夫数	備考
1	弁天瀬		大小石取除、浚方	25匁	5	
2	瀧下瀬		〃	175匁	35	
3	ざめき瀬		〃	150目	30	
4	栲場瀬		〃	50目	10	
5	三ツ石瀬		〃	25匁	5	
6	釜瀬		〃	125匁	25	
7	長瀬		〃	150目	30	
8	胡麻瀬		〃	125匁	25	
9	切落し瀬		〃	25匁	5	
10	猿飛瀬		〃	100目	20	
計				950目	190	

②砥用手永中ノ村～砥用手永船津橋

番号	瀬の名称	工事規模	工事内容	経費	人夫数	備考
11	天神瀬		浚方	55匁	11	外に再手入、人夫5人
12	からん瀬		〃	500目	95.8	内、水中働夫21人、他に再手入、人夫3人
13	古川瀬		〃	291匁	56	内、水中働夫11人
14	山下瀬		〃	155匁	31	外に再手入、人夫2人
15	井川瀬		〃	205匁	41	〃
16	下龍(流)所瀬		〃	440目	88	〃 人夫40人
17	上龍(流)所瀬		〃	295匁	59	〃 人夫45人
18	明神瀬		〃	440目	88	〃 人夫50人
19	寄木瀬		〃	325匁	65	〃 人夫10人
20	虫喰瀬		〃	1貫800目	360	〃 人夫80人
21	わくろふ瀬		〃	900目	180	〃 人夫35人
22	筋替瀬		〃	600目	120	〃 人夫25人
23	小濱瀬		〃	800目	160	〃 人夫50人
24	米研瀬		〃	450目	90	〃 人夫10人
その他	からん瀬～龍(流)所瀬		再手入	1貫500目	300	
	受負惣人数(1551人)への賃銭増減分			312匁	312	
	人夫への心附銭			300目	—	
計				9貫368匁	1734.8	

③砥用手永船津橋～砥用手永藤木村

番号	瀬の名称	工事規模	工事内容	経費	人夫数	備考
25	弥八瀬		大石取除、浚方	297匁	54	御見分御試、水戸幅4間
26	天狗瀬	80間	〃	1貫45匁	190	水戸幅4間
27	楠木又瀬	30間	〃	797匁5分	145	〃
28	長磯瀬	130間	〃	412匁5分	75	〃
29	下つふめき瀬	50間	〃	412匁5分	75	〃
30	上つふめき瀬	110間	〃	1貫127匁5分	205	〃
31	水神棚瀬	85間	〃	1貫683匁	306	〃
32	井手口瀬	75間	〃	495匁	90	〃
33	土剛瀬	70間	〃	1貫193匁5分	217	〃
34	彦平瀬	50間	〃	937匁	170	〃
35	蛇淵瀬	60間	〃	1貫1匁	182	〃
36	片迫瀬	80間	〃	1貫100目	200	〃
37	大別当瀬	50間	〃	1貫182匁5分	215	〃
38	摺瀬	15間	〃	82匁5分	15	〃
計				11貫766匁5分	2139	

④砥用手永藤木村～砥用手永大辻村

番号	瀬の名称	工事規模	工事内容	経 費	人夫数	備 考
39	弥八下瀬	35間	大石取除、浚方	1貫	200	水戸幅4間
40	弥八瀬	30間	〃	1貫250目	250	〃
41	わくろふ下瀬	160間	〃	2貫750目	550	〃
42	わくろふ瀬	55間	〃	1貫250目	250	〃
43	観音瀬	35間	〃	750目	150	〃
44	立野瀬	120間	〃	2貫 50目	410	〃
45	脇瀬下瀬	190間	〃	1貫700目	340	〃
46	脇瀬	60間	〃	375匁	75	〃
47	橋懸下瀬	60間	〃	250目	50	〃
48	橋懸瀬	30間	〃	750目	150	〃
49	遠野瀬	120間	〃	750目	150	〃
50	夫婦石瀬	260間	〃	2貫250目	450	〃
51	黒土剛瀬	175間	〃	2貫625匁	525	〃
52	三ツ石瀬	210間	〃	2貫650目	530	〃
53	蟹落瀬	30間	〃	350目	70	〃
計				20貫750匁	4150	

⑤砥用手永越早村～矢部手永津留(鶴)ヶ淵

番号	瀬の名称	工事規模	工事内容	経 費	人夫数	備 考
54	御釜瀬	70間	大石取除、浚方	4貫350目	870	幅4間
55	一之口瀬	90間	〃	6貫250目	1250	水戸幅5間
56	片湖瀬	110間	〃	2貫500目	500	水戸幅4間
57	苧濱場瀬	80間	水戸浚方	500目	100	
58	鑿子湖瀬	30間	〃	250目	50	
59	赤岩瀬	150間	〃	1貫685匁	337	
60	黒木湖瀬	80間	〃	1貫250匁	250	
61	犬返瀬	70間	大石取除、浚方	875匁	175	水戸幅4間
62	白土剛瀬	30間	〃	1貫	200	〃
63	出来湖瀬	100間	〃	1貫850目	370	〃
64	姫子瀬下瀬	40間	〃	250目	50	〃
65	上姫子瀬	170間	〃	1貫750目	350	〃
66	猫伏瀬	30間	〃	600目	120	〃
67	蛇湖瀬	80間	〃	1貫525匁	305	〃
68	下鉦ヶ湖瀬	10間	〃	250目	50	〃
69	上鉦ヶ湖瀬	35間	〃	3貫125匁	625	〃
70	下橋場瀬	70間	〃	2貫	400	〃
71	中橋場瀬	70間	〃	1貫	200	〃
72	大橋場瀬	50間	〃	5貫600目	1120	〃
73	上橋場瀬	70間	〃	500目	100	〃
74	津留之前瀬	167間	〃	1貫	200	〃
75	舞鶴瀬	123間	〃	1貫950目	390	〃
76	惣之瀬	148間	〃	750目	150	〃
77	松太郎下瀬	10間	〃	375匁	75	〃
78	松太郎上瀬	20間	〃	375匁	75	〃
79	宮之前瀬	120間	〃	2貫	400	〃
80	鶴ヶ湖瀬	70間	〃	2貫550目	510	〃
計				46貫110匁	9222	

〔慶応元年 覚帳〕による。

しつつ、浚方を行い、広く通船路を確保する方式をとっている。
さて、矢部・砥用・甲佐三手永「惣庄屋共」の願書を文書形態において注目すると、惣庄屋たちが自分の名前を記さず、本文末尾に「此段役名之覚書を以申上候」とあるごとく、「役名之覚書」として差し出されていることである。この願書には三点の關係文書を添付している。添付された關係文書とは、

(1) 経費総額の大まかな内訳を示した惣庄屋の覚書、
(2) 直接工事区間の現場指揮に当たった三手永の会所幹部
が四つの工事区間ごとの経費を書き上げた覚書、(3) 同
様に会所幹部が各工事区間の瀬Ⅱ工事箇所ごとの経費を書
き上げた覚書の三点からなる。ここでは先の「惣庄屋共」
の願書と対比する意味で添付文書の中で惣庄屋連名の
(1) の覚書(註)を示しておく。

覚

別紙明細四冊分、惣計入目録

一 錢百三拾七貫三百毫匁三分四厘

内 百毫貫三百拾毫匁五分

貳拾貫貳百三拾七匁三分九厘

夫賃錢
鉄持籠代、
か、芋代

拾五貫七百五拾貳匁四分五厘

かくり板舟代并
夫方元氣付代、
筆紙墨・諸造用
出役夫飯米共

右者今度矢部手永菅村以下緑川筋通舟水戸筋浚方御普請
被仰付、去五月に取懸申候処、此節一順浚方相済候二
付、夫賃錢其外一切之入目録明細相しらへ申候処、口
立之通二御座候間、宜敷被仰付可被下候、則明細帳相
添、此段覚書を以申上候、以上、

元治元年五月

布田市右衛門[㊦]

梅田源作[㊧]

井上甚之助[㊨]

入江次郎太郎殿[㊩]

村上善九郎殿[㊪]

御郡方

御奉行中

二つの文書の差出形態をみると違いは歴然である。本
件の主文書となる先の願書の特徴は、差出主体の個人名
を出さず、「矢部・砥用・甲佐惣庄屋共」とされ、「覚
帳」収載の上申文書では通常的である差出人の押印がな
く、宛所の郡代に押印がある。差出の「惣庄屋共」とは、
添付された(1)の覚書にみるように、矢部手永の布田
市右衛門、砥用手永の梅田源作、甲佐手永の井上甚之助
であるが、(1)では三名の押印がなされている。布田市
右衛門ら三名は、添付文書の(1)と同様に願書でも
「連名」の通常形式をとればよいものを、差出主体を「矢
部・砥用・甲佐惣庄屋共」とし、「役名之覚書」と断って
差し出したには二つの理由が想定される。第一に、差
出の個人名を出さないことで上申文書が関係手永の惣庄屋
を中心とした地域合意が存在し、惣庄屋の「役名」を以っ
て願い出たことを明示するねらいがあること、第二に、

直接の宛所である郡代が押印することで、本上申文書が郡代との十分なすり合わせのもとで作成され、郡代の政策保証を受けたことを印象づける文書形式となっている。

もつとも、この惣庄屋共の願筋は難航する。郡方は檀方・紙楮方・産物方など藩側の貨殖機関へ融資の協力を求めるが、これらの役所は容易に融資に応じず、追加融資問題が一応の決着をみるのは、ほぼ一年後の慶応元年六月である。本船水戸筋浚方普請の意義について、甲佐手永惣庄屋井上甚之助は翌慶応元年六月の願書において次のように述べている。

緑川筋矢部手永菅村懸靄ヶ淵以下、甲佐手永鵜瀬磯迄舟水戸浚方御普請被仰付候ニ付、砥用・矢部奥御山ニおひて炭御仕入并御用歩板御取出、去年来舟積、且筏組を以試下シ方茂被仰付、炭之儀者甲佐鵜瀬磯、二而鼻楫舟より俄増を以平田舟二積替被仰付(後略)、元治元年、船水戸筋普請の成就にともなつて津留ヶ淵からの舟積・筏組が始まっている。従来の材木の一本流しが「筏組」による川下しとなり、また、これまで牛馬で甲佐まで駄送されていた木炭は、津留ヶ淵から鼻楫舟に積み込まれて急流を下り、甲佐鵜瀬磯にて積み替えられ、俄数を増して川口へ向っている。鼻楫舟とは、舳先に楫を取り付け、瀬筋と流れの変化にあわせて巧みに楫

を操って進む急流用の小船である。津留ヶ淵まで船が遇上するようになっていたことを実感する。幕末期の元治元年、長く緑川中流域にとどまっていた緑川舟運は一気に上流域の津留ヶ淵まで到着したのである。

四 緑川筋物流・交易の活発化と地域産業

本船水戸筋浚方普請の翌年、慶応元年(元治二年)は緑川舟運による物流・交易活発化の画期となる。注目されるのは、①船水戸筋(本船水戸筋)開鑿・浚渫事業と併行した白糸台地の南側、白石―津留ヶ淵間の石畳新道の建設、②緑川の中下流域から津留ヶ淵まで下りの通船路と併行する形で船を遡上させるための登り船水戸筋浚方普請の実施、③緑川舟運の中継基地Ⅱ甲佐における矢部手永の「中カ出蔵」の建設、④浜町における産物会所の設置、津留ヶ淵・上豊内における「勘場」の設置、⑤矢部・砥用両手永の会所による木炭業の本格化、以上の諸点である。

①の新道は地元では「岩丁場」の名で呼ばれたりする。岩丁場とは、山裾沿いの新道建設において行く手をはばむ形で横たわっていた岩山状の岩盤を長さ約一〇〇m、幅四mにわたって開鑿した岩盤開鑿の工事現場のことであるが、新道建設の最大難所となったことからこの名が一

般化したものとみてよい。岩丁場の開鑿された磨崖岩壁には「此新道元治元子六月出来」と朱を施した刻銘が存在する。この新道全体がほぼ元治元年六月に完成し、いわば竣工の意味をこめて最大の難工事の現場に刻銘したものとみられる。元治元年六月という時期は重要である。

矢部手水においては、先代惣庄屋の布田保之助の段階から矢部手水全域にわたる道路整備が進められ、幹線の日向街道と緑川筋を結ぶ形で数多くの新道建設がなされている。白糸台地においても、表10にみるような道普請が確認できる。とくに弘化四（一八四七）年の緑川筋に至る道普請は、現在、相藤寺の石畳道として残されているものであり、今回の新道建設との関係でも注目されるが、建設経費・工事規模、道の整備度において格段の相違が認められる。岩丁場のような岩盤開鑿、山裾の片側崖地の石垣整備、四m近い道幅と石畳舗装。当時の道路としては幹線並の第一級の整備状態とみてよい。

新道が完成した元治元年六月は、先にみた緑川本船水戸筋開鑿・浚渫事業が完成した直後にあたると。新道建設は、まさに本船水戸筋事業と併行して行われたこととなる。新道の存在が史料的に確認できるのは、矢部・砥用・甲佐三手水の惣庄屋が、本船水戸筋につづく登り船水戸筋浚方と新道普請の経費を三万俵の炭焼方により捻出する

ことに関して、薪炭受込の郡横目に差し出した元治元年九月の請書であり、「鶴ヶ洲舟場口通新道」と出てくる。

同請書では新道建設経費について次のように記している。

鶴ヶ洲舟場口通
新道立入目銭之儀、甲佐・矢部両手水二おいて民力強寸志相倡、入目銭取賄申筈之処、
炮器御出来二付御別段之寸志信方被仰付、民

力強寸志相倡候儀被行兼、奉当惑候、依之右登水戸浚并新道入目銭取賄料として矢部手水目丸懸雨之宮御山二而炭三万俵丈ヶ焼立候元木私共三手水引請二而被

表10 白糸台地における道普請一覧（天保5年～安政6年）

完成年代	普請内容	普請場所	普請経費	人夫数	
天保12年3月	新道 692間	菅村・新藤村	鮎ノ瀬	316匁 5分	2050人
天保12年8月	新道 61間	新藤村	横井	15匁	95人
弘化2年3月	新道 350間	新藤村	中野尾	—	112人
弘化3年5月	新道 109間	田吉村	乳母ヶつくら (乳母ヶ横)	81匁 2分5厘(夫飯米)	32.5人
弘化4年9月	新道 144間	犬飼村	奥相藤寺	190目(夫飯米)	76人
嘉永5年8月	新道 41間	犬飼村	相藤寺東町口坂	221匁 5分8厘	252人
安政5年2月	新道 217間	津留村	舞鶴坂	130目	282人

布田家文書（熊本県立図書館蔵）「新道ヶ所間数夫御入目銭しらへ帳」による。

渡下、相對捌御免被仰下候様（後略）

つまり新道普請経費については、当初、甲佐・矢部両手永において有徳者からの「民力強め」寸志を募集して充当する方針とされていたが、その後藩側から炮器製造寸志が求められ、登り船水戸筋浚方普請経費とともに木炭三万俵の焼方・売却で賄いたいとの方針を願ひ出ている。実際、三万俵の木炭焼方による登り船水戸筋浚方経費の調達を求めた元治元年七月の願書には新道普請経費は存在せず、その後、三手永の間で登り船水戸筋浚方普請経費に加えて新道普請経費も木炭売却をもつて調達する方針が合意されることになる。

矢部手永の白糸台地南麓に造成される新道経費が、当初、矢部・砥用の両手永をまたぐ形で寸志を募集して調達されようとしていたこと、そして最終的に甲佐手永を加えた三手永の木炭売却による経費調達のなかに加えられているように、新道は緑川で結ばれる三手永に必要な公共財との認識が共有されている。惣庄屋が郡横目に宛てた元治二年三月の「覚」には次のように新道経費が明示されている。

一同三拾貳貫目

但、矢部手永菅村懸霧ヶ淵舟場口江矢部・菅尾・日州々之諸産物并登荷物・塩類等浜町・馬見原方

江之通路無御座候二付、運送通路之新道建被仰付、大略成熟仕候入目錢本行之通、

道普請経費三三貫は、登り船水戸筋浚方経費見積りの半分に相当する。前掲表10の布田保之助段階の道普請経費と較べても経費規模は格段に違う。新道を「矢部手永菅村懸霧ヶ淵舟場口江矢部・菅尾・日州々之諸産物并登荷物・塩類等浜町・馬見原方江之通路」と位置づけている。新道と緑川対岸に津留ヶ淵が所在する白糸台地は、浜町を中心とした広域交易・物流の動脈部に位置していたといえる。

登り船水戸筋浚方普請は本船水戸筋浚方普請、津留ヶ淵新道建設と併行して計画される。矢部・砥用・甲佐三手永の惣庄屋は、元治元年五月、矢部手永菅村懸り津留ヶ淵から甲佐手永鵜瀬磯に至る本船水戸筋浚方事業と、白糸台地南麓の白石―津留ヶ淵間の新道建設を終えると、次に緑川中流域から津留ヶ淵に至る登り船水戸筋浚方事業にとりかかる。当時は、まだ本船水戸筋浚方事業資金の不足分の借入れ先が宙に浮いたままであるが、惣庄屋は、矢部手永目丸村一帯の材木を用いた木炭業に目をつけ、連携して登り船水戸筋浚方事業へと向っている。次の史料は、矢部・砥用・甲佐三手永の惣庄屋が、登り水戸筋浚方事業経費調達のため、目丸村雨ノ宮の御山における

三万俵の炭焼方を願ひ出たものである。

奉願覚

緑川通船二付、登り水戸浚方御普請料として矢部手永目丸村懸雨ノ宮御山ニ而炭三万俵焼立候元木、私共引請を以被渡下、相對捌御免被仰付候様、先書を以奉願置候通、何卒御急埒被仰付被下候様奉願候、如奉願御免被仰付候得者、焼立方等之儀者布田市右衛門ノ引請、嚴重ニ取計、登り水戸浚方ニ取懸申度奉存候、此段役名之覚書を以申上候、以上、

元治元年七月

甲佐・矢部・砥用

惣惣庄屋共

入江次郎太郎殿

村上善九郎殿

御郡方

御奉行衆中

この願書も「甲佐・矢部・砥用惣惣庄屋共」による「役名之覚書」の形態をとっている。先にみたように、惣庄屋は、緑川船水戸筋浚方事業の計画にあたり、藩庁那方からの融資に期待するとともに、すぐに利益をあげうる地域産業として木炭焼方に着目していた。矢部・砥用地域は内陸部の奥山という立地、交通の便からみても炭焼にそれほど適してはいない。しかし、幕末段階、炭焼

に適した地域の用材が不足傾向にあり、かつ緑川最上流部の津留ヶ淵まで通船を可能にする船水戸筋浚方事業が進捗しており、当面の利益獲得手段として木炭焼方が浮上する。登り船水戸筋浚方普請の実施時期ははっきりしないが、戻り船の通航状態からみて元治元年から翌慶応元年にかけて実施されたものと考えられる。

次に矢部手永懸案の年貢米積下しの問題である。先に白石―津留ヶ淵間の新道建設をみたが、新道のきわめて整備された状態、白石―津留ヶ淵という道路区間をみた場合、矢部手永のなかで新道の所在する白糸台地にとって直接の利便性をもったのは、当該地域の年貢米の船積下しである。那方担当の奉行は郡代に対して元治元年閏五月七日付で、甲佐手永上豊内村に建設する「牧野村列御年貢米」積下しの「中カ出蔵」への材木提供について次のように指示している。

矢部手永牧野村列御年貢米中出蔵、甲佐手永上豊内村内江取建二付而、入用材木御山渡願書被相達置候、願之通被渡下、元木引渡として杣方御役人被差出答候間、可有其御達候、以上、

閏五月七日

御郡方

御奉行中

村上善九郎殿

この場合の「牧野村列」とは、南手^{ミナ}在八カ村に牧野村を加えた「牧野村列九ヶ村」のことある。上豊内村の「中カ出蔵」^ニ中継米蔵は翌元治二年（慶応元年）四月には建築に着手されており、同年の年貢分から舟運による津留ヶ渚からの積下しが始まったものと思える。惣庄屋布田市右衛門は「中カ出蔵」の建設経費の融資と材木提供を藩庁郡方に申請する際に、年貢米の積下しの利便を次のように説明している。²²

矢部手永牧野村列九ヶ村御年貢米川尻御蔵現納之儀、
甲佐手永坂谷村之内中ノ村迄附出、同所ノ鵜ノ瀬積
迄船積下、祇用手永ノ同所江取建置候同手永御年貢、
中カ出蔵江催合入之申談仕、上豊内船を雇、川尻御
蔵納是迄之儀者仕来候処、今度緑川当手永菅村懸羈
ヶ渚迄通船御普請被仰付候ニ付而者、牧野村列九ヶ
村外之村々茂川尻御蔵納仕、船積下之俵高多罷成、
祇用中カ出蔵ニ催合入仕候儀被行兼候様罷成、年増
ニ俵数茂相増可申見込ニ御座候（後略）、

布田の説明によると、従来白糸台地一帯の年貢米は甲佐手永中ノ村まで牛馬により陸路駄送し、そこからようやく甲佐鵜瀬積まで船で積み下し、甲佐手永の「中カ出蔵」を借用しながら、上豊内村で船を雇い、川尻御蔵に積み下っていた。それが今回の船水戸浚方で一変する。

中継地・甲佐に自前の「中カ出蔵」を持ち、一貫した船下しができるのである。

川尻御蔵に下った船は人力で緑川を遡上し戻ってくる。人力の遡上において登り船水戸筋が整っていない場合、船のすれ違いができず川を下った船は「素船」^ニ空船で戻ってこざるをえない。川尻町方面からの諸商品・物資を購入して船を遡上させる登り船水戸筋開鑿が求められたのは当然であった。

その意味で浜町の産物会所、津留ヶ渚・上豊内の勘場の建設は注目される。慶応元年一二月、藩庁産物方から浜町の産物会所、津留ヶ渚勘場の御囲蔵の建設方についての指示がなされる。産物方の発議といつても、産物会所・勘場の建設は、実際には矢部会所が行い、運営の實質も会所側に任されていた。産物会所の建物は四間に一〇間の規模であるが、集荷用の庭は広く、「買上茶を始、品々庭内ニ積立候仕法」をとった。産物会所が相当大がかりな取引をめざしていたのは、「大金」を扱うために盗難・火防の「御銀蔵」建設を予定していることでも分かる。²³

一方、勘場（勘定場）は炭勘場とも呼ばれているように、藩用仕入炭の輸送ルート²⁴の要所に設置され、懸銭（運上）徴収や木炭の継ぎ送りを行ったが、緑川筋の津留

ケ測や上豊内の鵜瀬積などに設定された勘場は物流・交易拠点としての性格を濃厚に持った。たとえば津留ケ測勘場には御田蔵の設置が図られ、春には津留ケ測から茶を積み入れ、また戻船に「東目用之塩」を積み込むための大型の蔵の建設が検討されている。こうした勘場の性格は慶応元年に設置申請された鵜瀬積勘場によく示されている。甲佐手永惣庄屋井上甚之助の願書によると、勘場建設のための竹木提供を願ひ出たところ、薪炭取締りの郡横目は、炭用の勘場だから今少し「取細メ」てはどうかと注文をつけるが、井上は次のように反論している。

右者炭迄之勘場ニ御座候得者、今少取縮申候而も被行可申候得共、上川通舟開ケ候ニ付而者、祇用・矢部・菅尾在々之諸産物を初、板・小割都而川下シ仕可申、左候得者右手永々々入用之塩并海辺出産之塩物類、兼而右勘場江取寄置、戻り舟ニ積登せ交易仕候得者、双方之便利、人馬之勞を助、一統之為合ニ相成申候（後略）。

さらに井上は、同文書の付紙で「矢部羈ケ測・祇用明無瀬勘場同様出小屋並之商イ」を願ひ出ている。勘場は単なる木炭改めの役所ではなく、手永側からは交易・物流の拠点施設として認識されている。その勘場も緑川上流筋の要所に設定されている。

こうした産物会所・勘場を中心とした交易・物流のうえでも重視されていたのが木炭業である。祇用手永を中心とした御仕入炭の焼方がいつ頃から始まったのか明証を欠くが、それほど経緯はなく、安政末・文久期の頃とみられる。そして慶応元年に矢部・祇用・甲佐三手永により登り船水戸筋浚方・新道建設の経費調達のために矢部手永目丸村懸り雨ノ宮で木炭焼方が始まると、矢部・祇用両手永で行われた木炭業の実質は、矢部・祇用の手永会所で運営されるようになる。

さて、藩用の御仕入炭を中心とした木炭業も、明治三年に具体化する手永制廃止に向けた維新変革のなかで取り畳みの危機に瀕する。矢部会所側は藩当局に対し次のような上申書案を作成している。

覚

矢部郷奥御山ニおひて去^{慶応元年}丑年より御仕入御用炭御取起二付、下田弥平太受込ニ而当年迄六ヶ年羈ケ測江引越相勤居候処、同人不得止事情ニ而受込御断願出候二付、跡御口入之儀此節御取疊被為在候由ニ伝承候、右者根元緑川通舟御創業之訳を以、東目土産融通、且当郷御年貢米附下等、牛馬之勞を被厭、旁々以莫大之御銭御出方を以御取起被仰付候儀二付、今更御取止被為在候而ハ重畳残心之至ニ奉存候間、私共申

談、尽力仕度奉存候処、第一通舟水戸浚之儀二おひて懸念罷在候処、右浚方之儀者官府より御普請被仰付旨拜聞仕、此上者炭山成行一条二而組合申談、左二一書を以申上候、

(中略)

炭山之儀ハ予見込之次第第二御坐候得共、御仕入之名目ハ矢張被為立置、私共儀ハ御用懸之名目無御座候而ハ一鉢之不締ニも有之、諸取扱筋差障候稜も可有御座、可然被仰付候様奉願候、然上者私共交代を以勘場詰いたし、何ニ寄而も御上下之御為筋深尽力勉勵可仕奉存候事、

右荒方見込之次第社中申談候件々如是ニ御座候、猶此上深勘考可仕候事、

午十一月

浜町

商社組中

津留ヶ淵勘場受込の下田弥平太が受込を辞退したのを機に、藩側は勘場の閉鎖、勘場御用懸り役の廃止の方針を打ち出した。勘場御用懸であつた手永幹部は浜町の有力者(在御家人)を組織し、「浜町商社組中」として勘場存続を求めたのである。新時代を予感した地域社会の柔軟な組織力を感じる。

おわりに

緑川は河口に領内最大の津端川尻が位置し、その物流・交易上の役割は菊池川と双璧をなしている。しかるに緑川上流部は球磨川に匹敵する急流であり、ほぼ藩政期を通じて舟運の遡上を阻んでいた。球磨川の場合、上流域に入吉藩城下町が位置しており、林正盛伝承にみるように舟運開発の歴史は古いが、緑川は長く中流域までの舟運利用にとどまっていた。その根本原因は現在も緑川の堤防形態に示されている。緑川の堤防は、中世阿蘇氏が緑川中流域の拠点とした甲佐社の所在する現在の甲佐町上揚から下流域に施され、上揚から上流は河谷・溪谷状へと河岸の様相は変わり、川の流れも勾配を増す。その急流と溪谷状の瀬筋が幕末近くまで舟運の遡上を阻んでいた。緑川上流域の浚方事業は文化年間に部分的に着手され、幕末近くになって開墾・浚渫事業として一気に具体化し、舟運は最上流部の矢部手永菅村の津留ヶ淵まで遡上するようになる。

明治初年に至る一八五〇年代、緑川上流域では矢部手永を中心に、緑川筋の砥用手永・甲佐手永と連携した緑川筋経済開発事業が進捗する。その契機となったのが緑川上流域の矢部手永白糸台地に実現した通潤橋・通潤用水事業、大規模水田造成事業である。この緑川最上流域に

基盤整備された米穀生産地帯の存在が、改めて白糸台地の山裾を流れる緑川の河川機能への関心を呼ぶ。そして当時、緑川の対岸域の森林地帯で活発化していた木炭業とあいまって、矢部手永・白糸台地の河港というべき津留ヶ淵を基点とする緑川筋経済基盤整備事業が急速に具体化する。

県下において緑川は球磨川とならぶ急流である。球磨川は緑川に較べて川幅が広く、水量もはるかに豊かであり、舟運開発の歴史は古い。現在水位が下がってむき出しになった緑川の川床・河岸の瀬筋を見ると、幕末近くまで舟運の遡上を阻んでいたことが納得できる。その意味で幕末期に緑川舟運が中下流域から上流域まで一本化したことは特筆すべきことである。そこには、広域自治団体としての役割を強める手永を主体とした幕末期の確かな地域経済の胎動というものを感得しうる。

今の津留ヶ淵に昔日の面影はない。しかし、一帯を歩くと、勘場と称された交易・物流拠点の形態をある程度類推することができる。津留ヶ淵に立つて白糸台地南麓を見上げると、石畳の新道の一部が確認できるし、その上部には愛藤寺城跡が位置する。阿蘇大宮司から小西氏・加藤氏に至る領主権力が感得した白糸台地の地政学的位置というものを、津留ヶ淵から十分共有できる。二〇一〇

年、通潤橋・通潤用水を含む白糸台地一帯は国の「重要文化的景観」に指定された。

註

(1) 通潤橋・通潤用水事業については、拙稿「通潤橋・通潤用水の歴史的位置」(『通潤用水と白糸台地の棚田景観』山都町教育委員会、二〇〇八年)参照。

(2) 個人蔵。

(3) (4) (5) 「木山宮御札」(農林省『日本林制史資料 熊本藩』朝陽会、一九三三年)。

(6) 通潤土地改良区蔵「南手新井手記録」(正式表題「□手□御請一卷□」)による。

(7) 「南手新井手記録」。

(8) 元治元年矢部・砥用・甲佐三手永惣庄屋「奉願覚」(永青文庫蔵「慶応元年 覚帳」)。

(9) 「熊本県歴史の道調査 緑川水運」(熊本県教育委員会、一九八九年)は、文化一〇年、甲佐手永塘方助役渡辺官太が手になる「甲佐堤防根帳」「緑川上流通潤碑文」を収載し、文化年間の中上流部緑川浚方事業を簡単に記している(同書一九八―二二六頁、七一・二頁)。上流域までの舟運については、「明治初期の「上益城郡村誌」、「上益城郡誌」など菅村

(津留ヶ渚) からの「舟筏」「川船の解纜」に関する記述を引用しつつ、詳細は不明としている(同書六二頁)。

(10) 「慶応元年 覚帳」。

(11) (12) 「熊本県歴史の道調査 緑川水運」所収。

(13) 〃 (16) 「慶応元年 覚帳」。

(17) 甲佐での増俵については、五〇斤入りの炭俵が甲佐までの上流域で三〇俵、甲佐からは四〇俵を積み下っている(山都町立図書館蔵「藤木佐野家文書」)。

(18) 〃 (27) 「慶応元年 覚帳」。

(28) 山都町立図書館蔵「藤木佐野家文書」。

付記 本稿作成に当っては、山都町教育委員会の西

慶喜・大津山恭子両氏、熊本大学文学部附属
永青文庫研究センターの長井勲氏に大変お世話
になった。厚くお礼申し上げます。